

事務連絡

平成26年6月12日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室
厚生労働省保険局国民健康保険課

保健事業の実施計画（データヘルス計画）作成の手引きについて

保健事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）については、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正について」（平成26年3月31日付け厚生労働省保険局長通知）において、保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、データヘルス計画を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこととしているところです。

今般、別添のとおりデータヘルス計画策定にあたっての手引きを作成いたしましたので、内容を御了知いただくとともに、貴管下保険者等への周知及び指導等について特段の御配慮をお願いいたします。

(9) 個人情報の保護

ここでは、個人情報の取扱いに関する事項を記載する。

市町村における個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する条例によることとなり、国民健康保険組合については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成17年4月1日厚生労働省)を遵守するものである。

(10) その他計画策定に当たっての留意事項

データ分析に基づく保険者の特性を踏まえた計画策定のため、関係部署、有識者等で構成する協議の場において、計画策定を検討する。

平成26年度中に保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定し公表するに当たっては、保険者に定めのある手続き、手順に応じて進める。

既存の計画の有無や、計画の位置づけ等によって、手続きが必要な関係者や検討方法が異なるため、保険者の状況を踏まえた協議・合意を得ること。

3. 保健事業実施計画(データヘルス計画)策定における支援等

(1) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)は、保険者等が実施する保健事業が、より効率的・効果的に図られるよう支援することを目的として、「支援・評価委員会」を設置し、KDB等を活用した保健事業の実施計画の策定やそれに基づく保健事業の実施について、支援、助言等を行う「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業」を平成26年度より実施している。

保険者等自ら、保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定、実施、評価等を行うことも可能だが、国保連合会に設置されている「支援・評価委員会」の支援を受けることも可能なため、保健事業実施計画(データヘルス計画)に当たっては、同委員会の活用についても検討すること。

(2) 国保ヘルスアップ事業評価事業報告書

平成26年1月に国民健康保険中央会により示された国保ヘルスアップ事業評価事業報告書において、「保健事業の手順に沿った評価基準」が示された。ここにはストラクチャー評価、プロセス評価、アウトカム評価の基準等が示されている。保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定、実施、評価等に当たっては、この評価基準も参考にしていきたい。

※国保ヘルスアップ事業評価事業報告書(別添資料1)「保健事業の手順に沿った評価基準」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/hokenjigyou/ (厚生労働省HP)